

公益財団法人鹿児島県環境保全協会 浄化槽 P C 底版登録・販売制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、浄化槽工事で使用する既製品底版（以下「P C 底版」という。）の品質を確保するため、公益財団法人鹿児島県環境保全協会（以下「協会」という。）において、P C 底版の品質を認定・登録する制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程に基づく登録の対象となる P C 底版は、処理対象人員が 10 人以下の浄化槽に使用するものに限るものとする。

(登録の種別)

第3条 本規程に基づく登録は、駐車場（支柱省略工事）兼用型とし次の2種とする。

- (1) 一体型
- (2) 分割型（3分割まで）

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式第1号）と第2項に掲げる添付図書を添えて、協会理事長（「以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）及び住所
 - (2) 当該申請に係る P C 底版の製造を行う工場の所在地及び名称
 - (3) 登録の種別
 - (4) 登録しようとする P C 底版の型式及び寸法
 - (5) 適応する浄化槽の機種
 - (6) 浄化槽 P C 底版を製造しようとする工場で製造しているプレキャスト鉄筋コンクリート製品の J I S 認証書（JIS A 5372）の写し
- 2 登録申請書には、登録しようとする P C 底版の型式ごとに、次に掲げる図書を添付して提出するものとする。ただし、設計計算書については、適応する浄化槽ごとに作成して提出するものとする。
- (1) 設計計算書（別紙の設計基準書に基づき作成したもの）
 - (2) 配筋構造図
 - (3) 製品図（登録者略称、型式、外形寸法及び製造番号等の表示位置を明示）
 - (4) 連結部の強度計算書（分割型の場合）
 - (5) その他理事長が必要と認める書類

(登録の実施)

第5条 理事長は、登録申請のあつた P C 底版が登録基準に合致すると認めるときは、P C 底版登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

(登録証の交付)

第6条 理事長は、前条の規定によりPC底版の登録をしたときは、申請者に登録証を交付するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 理事長は、前条の登録証の交付を受けた業者(以下「登録者」という。)が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により当該登録を受けたとき
- (2) その他、当該登録が不相当であると認めるとき

(登録の変更)

第8条 登録者は登録を変更しようとするときは、様式第3号様式に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(PC底版への製造番号等の表示)

第9条 登録者は、登録を受けたPC底版(以下「登録PC底版」という。)の見やすい位置に、登録者略称、型式、外形寸法、及び製造番号を表示して販売するものとする。

2 前項に規定する製造番号等の記載位置は、協会理事長の指示する位置とする。

(登録者の納品報告)

第10条 登録者は、販売した登録PC底版の製造番号及び納品日、納品先の販売店、浄化槽工事業者を様式第4号により、1月分を翌月10日までに協会理事長に報告するものとする。

2 登録者は、登録PC底版を販売店等に販売したときは、最終的に浄化槽工事業者に販売されるまでの転売先と納品日を製造番号ごとに管理し、報告するものとする。

(PC底版製造工場の検査)

第11条 理事長は、登録PC底版の品質確保のため、必要に応じて、登録PC底版の製造工場において製造過程等を検査するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

浄化槽PC底版登録申請書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県環境保全協会
理事長 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽PC底版登録・販売制度規程第4条第1項の規定により、下記のPC底版の登録を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1. 工場の所在地及び名称
2. 登録の種別
 - ① 一体型
 - ② 分割型（2分割・3分割）
3. PC底版の型式及び寸法
4. 適応する浄化槽名

様式第 3 号

浄化槽 P C 底版登録変更申請書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県環境保全協会
理事長 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽 P C 底版登録・販売制度規程第 8 条の規定により、下記の浄化槽 P C 底版の登録を変更したいので、関係図書を添えて申請します。

変更する P C 底版の 型 式	
変 更 事 項	適応する浄化槽の機種
変 更 前	
変 更 後	

PC底版設計基準

1. PC底版の配筋・大きさ等

- ① 縦横の広さは浄化槽本体寸法以上とし厚さは100mmする。
- ② 配筋 (SD295A) は D10@200 ピッチでシングル配筋とする。
- ③ 製品を分割する場合は、3分割までとする。
- ④ 吊り用 M20 のインサートを1枚当たり4か所取り付ける。
- ⑤ 分割製品の場合の連結金具は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
- ⑥ 分割製品の場合は、連結金具の強度等に関する検討資料を添付する。

2. 鉛直荷重の設計条件

- ① 上部積載荷重 (3 t) (29.4 kN)
- ② 浄化槽本体重量 (別表に示す本体重量)
- ③ 浄化槽内水量 (別表に示す浄化槽有効容量から計算する)
- ④ 上スラブ重量
 - 上スラブの体積 = (浄化槽本体寸法の縦×横×120mm)
 - コンクリートの単位体積重量 = 24.5 kN/m³
- ⑤ 埋め戻し土の重量
 - 埋め戻し土の体積 = 底版の面積×浄化槽の高さ－浄化槽全体積
 - 浄化槽全体積 (別表に示す浄化槽全体積)
 - 埋め戻し土の単位体積重量 18 kN/m³

3. 設計計算に用いる許容応力度及び材料強度

- ① コンクリートの許容圧縮応力度・許容せん断応力度
 - 設計基準強度 24N/mm²の場合
 - ・許容圧縮応力度 8.0 N/mm²
 - ・許容せん断応力度 0.73 N/mm²
 - 設計基準強度 27N/mm²の場合
 - ・許容圧縮応力度 9.0 N/mm²
 - ・許容せん断応力度 0.76 N/mm²
 - 設計基準強度 30N/mm²の場合
 - ・許容圧縮応力度 10.0 N/mm²
 - ・許容せん断応力度 0.79 N/mm²
- ② 鉄筋の許容引張応力度 195 N/mm²